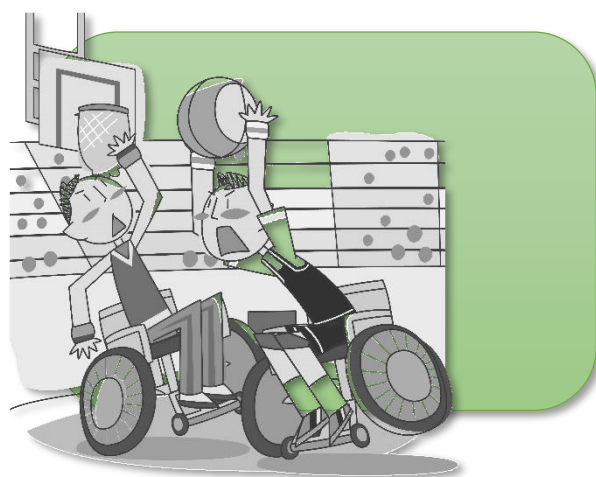
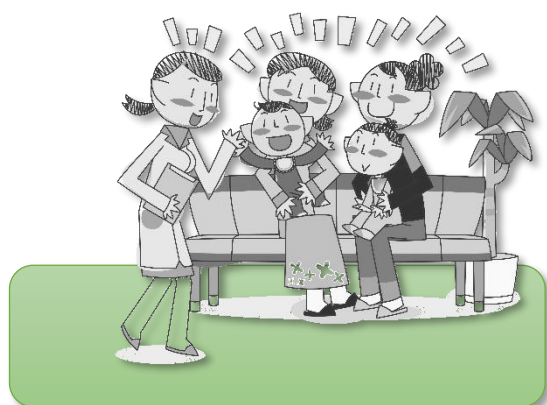


# 東近江市障害福祉プラン

～笑顔で いきあうまち 東近江市～

【概要版】



令和3年3月

 東近江市

## はじめに

東近江市では、平成27年3月に「第2次東近江市障害者計画」を、平成30年3月に「第5期東近江市障害福祉計画」及び「第1期東近江市障害児福祉計画」を策定し、「リハビリテーション」「ノーマライゼーション」の理念の実現や必要な障害福祉サービスの確保を図ってきました。

この度、令和2年度をもってこれらの計画期間が終了することから、本市における障害者施策の現状や課題を踏まえ、障害者施策の基本指針として、「第3次東近江市障害者計画」、「第6期東近江市障害福祉計画」及び「第2期東近江市障害児福祉計画」を「東近江市障害福祉プラン（以下本計画という。）」として一体的に策定しています。

## 計画の期間

本計画のうち、「第3次東近江市障害者計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、「第6期東近江市障害福祉計画」及び「第2期東近江市障害児福祉計画」の計画期間は、令和5年度までの3年間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東近江市 障害者計画	← 第3次 →					
東近江市 障害福祉計画	← 第6期 →		← 第7期 →		← 第7期 →	
東近江市 障害児福祉計画	← 第2期 →			← 第3期 →		

## 計画の基本理念

本計画では、障害のある人もない人も、誰もが自らの意思を尊重し、またお互いにその人らしさを認め合いながら、育つこと、学ぶこと、楽しむこと、働くこと、暮らすことなどライフステージのあらゆる場面を通じて、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指します。

## 計画の目標 ～笑顔でいきあうまち東近江市～

本計画は、総合計画を上位計画とするとともに、障害者基本法の市町村計画として位置付けることから、第2次総合計画の将来都市像「うるおいとにぎわいのまち東近江市」及び同計画の基本方針2「誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり」並びに障害者基本法の目的とする「共生する社会」の実現を図っていくため、「笑顔でいきあうまち東近江市」を計画の目標に決めました。

## 重点方針について

重点方針は、喫緊の課題に対して特に力を入れて取り組むべき内容を基本方針の中から抽出し、以下の3つを展開します。

1 よりそい支える相談支援体制の強化	2 住み慣れた地域における自分らしい暮らしの実現	3 子どもから大人になってもつながりのある支援
<b>【取組項目】</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>●相談支援事業の充実</li><li>●地域の見守り体制の整備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●グループホーム・短期入所施設の整備促進</li><li>●障害者地域生活支援拠点がある機能の充実</li><li>●人材の確保・育成・定着支援</li><li>●地域移行支援・地域定着支援の促進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●発達支援センターの機能強化</li><li>●発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備</li><li>●「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく一貫した支援の実施</li><li>●サポートファイルの作成と活用</li><li>●障害児支援体制の整備</li></ul>

## 基本方針 1

## 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

### 施策の方向 1：広報・啓発活動の推進

#### 【取組項目】

- 情報メディア等の活用による周知・啓発
- 「障害者週間」・「人権週間」における広報・啓発
- 障害特性の理解と啓発
- 障害者差別の解消に向けた取組

### 施策の方向 2：学習の推進

#### (1) 学校・園における推進

##### 【取組項目】

- 心の教育の推進
- 交流及び共同学習の推進
- 体験活動の推進

#### (2) 社会・企業等における推進

##### 【取組項目】

- 人権啓発などに関する各種講座・教室の開催
- 地域学習活動への支援
- 企業・事業所への啓発活動の推進

### 施策の方向 3：共生のまちづくりの推進

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた理解の醸成

##### 【取組項目】

- 地域との連携による啓発活動の促進
- 障害のある人が製造した物品販売等の支援
- 障害者支援事業所フェアの開催の支援

#### (2) 地域共生社会の実現に向けた活動の促進

##### 【取組項目】

- ボランティアの育成と活動支援
- 障害者団体などの育成事業の推進
- 市民活動支援事業の推進
- まちづくり協議会支援事業の推進
- 教育を通じた福祉・ボランティア活動の推進

## 基本方針 2

## 誰もがいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせる地域生活の支援

### 施策の方向 1：相談支援体制の充実

#### 【取組項目】

- 民生・児童委員及び障害者相談員との連携
- 東近江市内におけるケア会議の開催
- 相談支援事業の充実（重点方針 1）
- 地域の見守り体制の整備（重点方針 1）



### 施策の方向 2：障害福祉サービスの充実

#### (1) 自立支援給付・地域生活支援事業の充実

##### 【取組項目】

- 介護給付サービスの充実
- 訓練等給付サービスの充実
- 地域生活支援事業の充実
- 医療的ケアが必要な人や行動障害のある人に対する支援
- 東近江市障害者総合支援協議会の活用

#### (2) 障害のある人の生活を支援する福祉サービスの充実

##### 【取組項目】

- 各種手当・給付金・軽減制度などの周知
- 社会参加促進助成事業
- 紙おむつ費用の助成
- 障害者生活支援
- 介護保険・高齢者福祉サービスとの連携
- 人材の確保・育成・定着支援（重点方針 2）

#### (3) 権利擁護の推進

##### 【取組項目】

- 成年後見制度利用支援事業
- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進
- 東近江あんしんネットワーク事業の推進
- 成年後見制度利用促進のための中核機関の運営

### 施策の方向 3：保健・医療ケア体制の充実

#### 【取組項目】

- 心身障害者（児）医療費給付（福祉医療）
- 地域医療対策事業
- 感染症対策
- 健康づくり事業への参加促進
- 通院等介助などの支援の推進

## 施策の方向4：情報・コミュニケーション支援の充実

### 【取組項目】

- コミュニケーション支援事業等の充実
- 情報・意思疎通支援用具の給付
- 東近江スマイルネット（ケーブルテレビ）の活用



## 施策の方向5：生きがい活動の振興・余暇支援の充実

### 【取組項目】

- 障害のある人の社会参加の促進
- 各種スポーツ大会などの周知
- 余暇支援の充実
- 各種サロン事業の推進
- 障害者スポーツの推進
- 社会教育施設などの整備

## 施策の方向6：障害者虐待の防止

### 【取組項目】

- 虐待防止についての啓発と周知
- 高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会
- 虐待ケースへの対応

## 基本方針3

## 地域で安心して暮らせる生活環境の整備

### 施策の方向1：まちな出かけやすい環境の整備

#### （1）バリアフリー化の促進

##### 【取組項目】

- 公営住宅の整備とバリアフリー化
- 住宅改修への支援
- 道路など交通環境の整備
- 公共施設のバリアフリー化
- 民間施設などへの啓発
- 公共交通機関のバリアフリー化

#### （2）移動・交通手段等の充実

##### 【取組項目】

- 本市と近隣市町をつなぐ交通機関の継続運行
- 本市の主要拠点をつなぐバス路線の充実等
- 移動支援事業等の充実



### 施策の方向2：防災・防犯対策などの推進

##### 【取組項目】

- 共生社会を意識した防災対策事業の推進
- 避難行動要支援者の避難支援体制づくりの推進
- 防犯対策と消費者保護

### 施策の方向3：暮らしやすい生活環境の整備と充実

##### 【取組項目】

- 公的賃貸住宅への入居の促進
- 住居支援の推進
- グループホーム・短期入所施設の整備促進（重点方針2）
- 障害者地域生活支援拠点の有する機能の充実（重点方針2）
- 地域移行支援・地域定着支援の促進（重点方針2）

## 基本方針4

## さまざまなニーズに対応した就労支援の充実と安心して働き続けられる環境の整備

### 施策の方向1：雇用機会の拡大

##### 【取組項目】

- 企業啓発活動の推進
- 公共機関における雇用機会の拡大
- 就労継続・就労移行支援事業所等の整備支援
- 工賃水準の向上に向けた取組の促進
- 一人一人に合った多様な働き方の提供
- 障害者就労施設等からの物品及び役務の優先調達の推進

### 施策の方向2：就労への支援

##### 【取組項目】

- 就労支援体制の充実
- 就労の定着に向けた支援の充実
- 就労支援サービスの提供
- 中間就労の場の支援
- 公共機関における職場体験実習事業の実施

## 基本方針5

## 一人一人のライフステージに応じた支援の推進

### 施策の方向1：障害の早期発見・早期対応

#### 【取組項目】

- 子育て支援に係る施策との連携 ●新生児訪問事業の実施
- 乳幼児健康診査、各種教室や相談での早期発見、早期対応 ●早期療育事業の推進

### 施策の方向2：特別支援教育の推進

#### (1) 学校・園における体制や環境整備の充実

#### 【取組項目】

- 障害児保育の充実
- 保育所・幼稚園・認定こども園の環境と受入れ体制の整備
- 校（園）内支援体制の整備 ●教育環境の整備
- 発達障害支援相談員の配置
- 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づく一貫した支援の実施（重点方針3）

#### (2) 就学・進路相談の充実

#### 【取組項目】

- 就学相談の充実
- 職業・進路相談の充実
- 本人や家族への情報提供と支援



### 施策の方向3：先を見据えたつながりのある支援体制の充実

#### 【取組項目】

- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 ●障害福祉サービスの提供と在宅支援の充実
- 放課後等デイサービス等の設置促進と充実 ●発達支援センターの機能強化（重点方針3）
- 発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備（重点方針3）
- サポートファイルの作成と活用（重点方針3） ●障害児支援体制の整備（重点方針3）

## 第6期障害福祉計画

### 令和5年度目標値の設定

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行 ※（ ）内は県外の施設入所者の内訳数

項目	目標	考え方
施設入所者数	84人（17人）	令和元年度末時点の84人（19人）のうち、県外の施設に入所している2人の減少を目指します。
施設入所者の減少見込み	県外施設入所者を2人減少	
地域生活移行者数	6人	

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 目標

地域ケア会議において、引き続き、保健、医療、福祉関係者による協議を推進し、精神障害に関するケースについて検討を進めます。

#### (3) 障害者地域生活支援拠点等が有する機能の充実

##### 目標

既に設置している障害者地域生活支援拠点等について、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	令和元年度の5人から2人の増加を目指します。
就労定着支援事業の利用者数	5人	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行するもののうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。



## 障害福祉サービス等の見込量

訪問系サービス（時間：一月当たりの延べ利用時間 人：事業対象者数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	3,185	3,185	3,185
	人	251	251	251
重度訪問介護	時間	249	263	277
	人	36	38	40
行動援護	時間	2,229	2,598	3,033
	人	133	155	181
同行援護	時間	36	36	36
	人	12	12	12

日中活動系サービス（日／月：一月当たりの延べ利用日数 人：事業対象者数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	日／月	5,496	5,616	5,735
	人	322	329	336
自立訓練（機能訓練）	日／月	74	74	74
	人	6	6	6
自立訓練（生活訓練）	日／月	182	182	182
	人	18	18	18
就労移行支援	日／月	224	229	235
	人	42	43	44
就労継続支援A型	日／月	423	423	423
	人	31	31	31
就労継続支援B型	日／月	5,371	5,564	5,757
	人	362	375	388
就労定着支援	人	1	3	5
療養介護	人	31	32	33
短期入所（福祉型）	日／月	196	206	210
	人	64	65	66
短期入所（医療型）	日／月	84	88	90
	人	28	29	30

居住系サービス（人／月：一月当たりの利用人数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人／月	84(19)	84(18)	84(17)
共同生活援助（グループホーム）	人／月	192(33)	207(38)	217(43)
自立生活援助	人／月	1(1)	1(1)	1(1)

※施設入所支援：（ ）内は県外の施設入所者の内数

※共同生活援助及び自立生活援助：（ ）内は精神障害者の内数

相談支援（人／年：年間の利用人数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人／年	943	969	996
地域移行支援	人／年	2(1)	2(1)	2(1)
地域定着支援	人／年	1(1)	2(1)	3(1)

※（ ）内は精神障害者の内数



## 地域生活支援事業等の見込量

相談支援事業等（件：年間の実施件数 回：年間の実施回数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	事業所数	12	13	14
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討
総合的・専門的な相談支援	件	3	3	3
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	件	4	4	8
地域の相談支援機関との連携強化の取組	回	1	1	2

成年後見制度利用支援事業（人：年間の利用人数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	人	2	2	2
成年後見制度利用支援事業（報酬の助成）	人	10	10	10

手話奉仕員養成研修事業（人：受講者数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	25	25	25

移動支援事業（時間：年間の延べ利用時間 人：年間の利用人数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	事業所数	21	22	23
	時間	5,063	5,269	5,475
	人	123	128	133

日中一時支援事業（人：年間の利用人数）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	事業所数	7	8	9
	人	21	24	27

発達障害者等に対する支援

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人	5	10	15
ペアレントメンターの人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	5

障害福祉サービスの質を向上させるための取組（人：参加人数 回：実施回数）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加	人	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有	回	1	1	2

## 第2期障害児福祉計画

### 令和5年度目標値の設定

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### 目標

既に児童発達支援センターを設置、保育所等訪問支援を実施していることから、各関係機関との連携強化により、障害のある子どもに対する支援の充実に努めます。

- (2) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### 目標

既に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所があることから、各関係機関との連携強化により、障害のある子どもに対する支援の充実に努めます。

- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

#### 目標

既に設置している保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を円滑にするための協議の場について、適切な運営を図るとともに、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーター3名の配置を目指します。

## 障害児支援事業の見込量

(日/月：一月当たりの延べ利用日数 人：事業対象者数 人/年：年間の利用人数)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	日/月	491	519	546
	人	141	149	157
医療型児童発達支援	日/月	5	5	5
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	日/月	2,760	3,000	3,258
	人	299	325	353
保育所等訪問支援	日/月	8	8	8
	人	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	日/月	4	4	4
	人	1	1	1
障害児相談支援	人/年	435	462	491
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	2	3	3



## 東近江市障害福祉プラン 概要版

令和3年3月 策定

編集・発行：東近江市 健康福祉部 障害福祉課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

TEL：0748-24-5640 IP：050-5801-5640

FAX：0748-24-5693

第3次東近江市障害者計画

第6期東近江市障害福祉計画

第2期東近江市障害児福祉計画

